

川越市子どものための教育・保育給付 及び保育の提供に関する手続を 定める規則（案）の概要について

平成 26 年 1 2 月
こども未来部 保育課

1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、施設や事業の設備及び運営に関する基準については、9 月に条例を制定いたしました。

平成 27 年度からの新制度実施に向け、保育所等への入所手続等について必要な事項を定めるため、「川越市子どものための教育・保育給付及び保育の提供に関する手続を定める規則」を定めようとするものです。

2 内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 就労下限時間

就労を理由に保育を必要とする場合の就労下限時間については、6 4 時間以上働いている場合とするものです。

なお、就労下限時間につきましては、5 月 26 日から 6 月 25 日までの期間、子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準として意見公募手続を実施済みです。

(2) 求職活動期間

求職を理由に保育を必要とする場合の支給認定証の有効期間について、90 日を限度とするものです。

（上記については、子ども・子育て支援法施行規則により、90 日を限度に市町村が定める期間とされています。）

(3) 教育・保育の提供を受けようとする際に保護者が提出する申請書

教育・保育給付を受け、保育の提供を受けようとする手続に必要な申請書の様式を定めようとするものです。

- (4) 申請を受けた際に市が交付する支給認定証等
支給認定証、保育所等の入所決定通知及び利用者負担額に関する通知等の様式を定めようとするものです。
- (5) その他の様式
支給認定の変更手続きや取消し、支給認定証の再交付等の手続きに必要な申請書の様式について定めようとするものです。

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日